

# 宇土市産業振興促進計画

令和7年5月26日作成  
熊本県宇土市

## 1 総論

### (1) 計画策定の趣旨

本市は、熊本県のほぼ中央部、熊本平野の南縁で有明海と八代海を二分する宇土半島の基部に位置し、半島のほぼ北半分を占めている。市域は、東西24.8km、南北7.6kmと東西方向に長く、総面積は74.3km<sup>2</sup>となっている。

本市は、九州を南北に縦貫する国道3号とほぼそれに沿って走るJR鹿児島本線、宇土半島を東西にのびる国道57号とJR三角線の分岐点にあたり、県内における交通の要衝となっている。

本市の人口は、平成17年の38,023人をピークに減少傾向にあり、令和2年の国勢調査人口は36,122人である。また、世帯数は一貫して増加傾向にあり、令和2年国勢調査における世帯数は13,499世帯となっている。人口が減少しているのに対し、世帯数が増加しているため、一世帯当たりの人口は減少傾向にある。

また、社会動態は、平成15年度以降、おおむね転出数が転入数を上回っていたが、直近の令和4年度及び令和5年度は、転入数が転出数を上回る状況となっている。

産業別就業者は、第三次産業が増加し、第一次産業及び第二次産業が減少する傾向にある。令和2年度における産業別就業者の割合は、第一次産業7.9%、第二次産業22.2%、第三次産業66.5%、分類不能3.4%となっている。

民営事業所数は減少しており、令和3年度は1,315事業所が市内に所在している。また、従業者数も減少傾向にあり、12,323人となっている。（経済センサス）

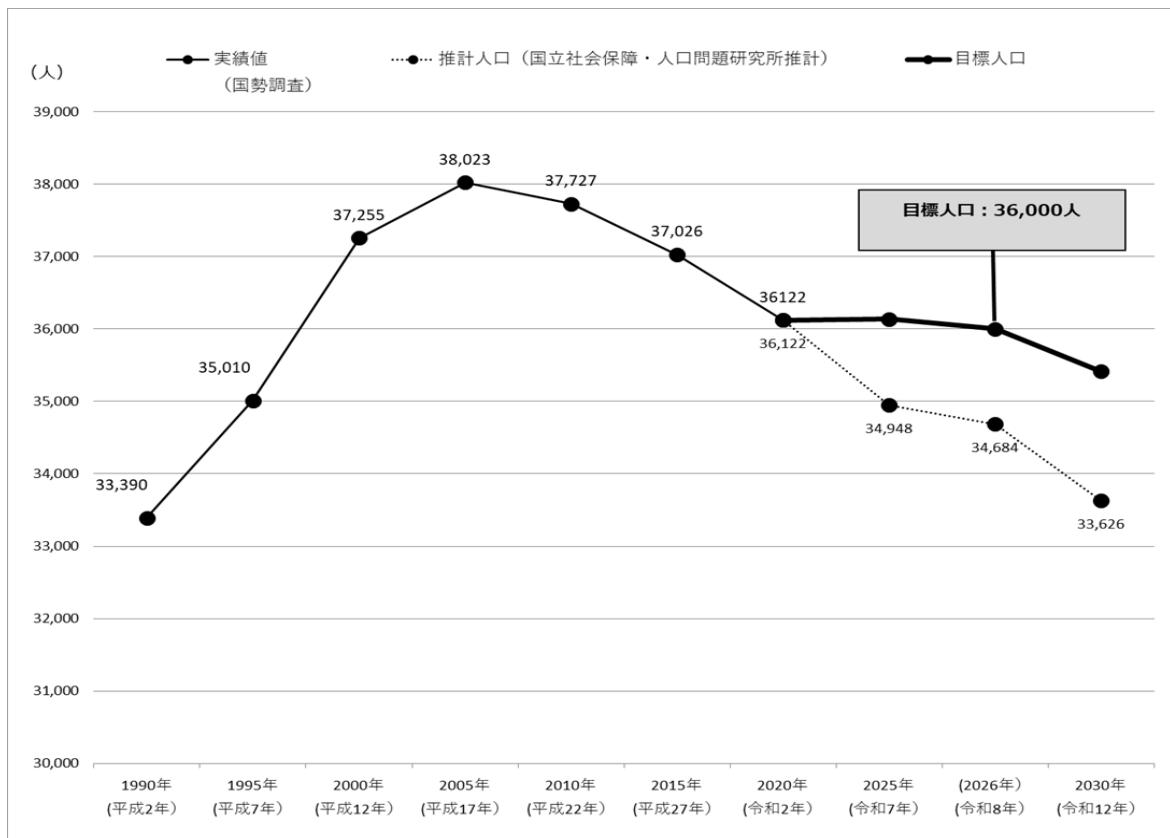
令和元年度からの第6次宇土市総合計画においてはまちづくりの成果を現す最も基本的な数値として、目標人口を定めている。本市の人口の推移は表1のとおりであり、令和8年の目標人口を36,000人とし、これを達成するための施策事業を展開することとしている。

このような状況の中で、本市の産業各分野が持続的に発展していくためには、経済活動を活性化させ、雇用を確保することが必要である。そのためには、ICTも積極的に活用しつつ、豊かな地域資源を活かして農林水産業をはじめ、製造業、観光業の更なる振興を図ることが重要である。

このため、平成27年に本市の産業振興に関する基本方針及び施策を示し、自立的発展の促進、地域経済の好循環を図るため、平成27年施行の改正半島振興法（昭和60年法律第63号。以下「法」という。）第9条の2第1項に基づき、産業振興促進計画を策定したところ、同計画の期限到来に伴い、新たに計画を作

成するものである。

【表1 人口の推移と将来人口】



## (2) 前計画の評価

本計画に先立って認定を受けた産業振興促進計画（令和2年4月1日～令和7年3月31日）においては、目標に対し、実績は以下のとおりであった。

なお、新規設備投資額及び新規設備投資件数については、租税特別措置の適用条件を満たす投資について計上している。新規雇用者数については、当該投資を行った企業が新規雇用した者のうち、雇用奨励金の対象となる宇土市在住者の人数を計上している。

区分	新規設備投資額		新規設備投資件数		新規雇用者数	
	目標	実績	目標	実績	目標	実績
製造業	100 億円	102.7 億円	20 件	4 件	40 名	5 名
旅館業	10 億円	0 億円	1 件	0 件	10 名	0 名
農林水産物等販売業	2.5 億円	0.7 億円	4 件	1 件	10 名	1 名
情報サービス業等	7.5 億円	0 億円	5 件	0 件	20 名	0 名
合計	120 億円	103.4 億円	30 件	5 件	80 名	6 名

※実績は、令和6年度の見込も含む。

上記結果となった理由として、新型コロナウイルス感染症の拡大や物価高騰、燃料費高騰による今後の社会情勢の不透明感から、市内企業の積極的な設備投資が行われなかつたことが新規設備投資額の目標を大きく下回つた要因と捉えている。

### （3）成果及び課題を踏まえた対応方針

これらの結果を踏まえ、今後は、令和元年度に配置した企業誘致アドバイザーを更に活用し、企業誘致及び市内企業にとって有益な情報の周知に努める。

また、新型コロナウイルス感染症の影響が落ち着き有効求人倍率が高い傾向にあるが、若者の就職先が市内に少なく、就職を求め市外又は県外への流出が繰り返されることにより人口の減少につながっている。そこで、求職ニーズにあった就職先とのマッチングを行い、安定した雇用の維持・確保を行う。

企業の新規進出や設備投資への誘因のためには、初期投資に係る税制上の優遇措置を講ずるとともに、新たな補助金等の創設や人材確保のための情報提供等の施策を講じることが行政の対応すべき喫緊の課題となっていたため、企業の新規進出の誘因を主目的とした企業立地特別奨励金制度を令和6年度から大幅に見直したところ、いくつかの活用案件も出てきている。

あわせて、行政主導による土地開発を両輪とした企業誘致活動を、今後、更に推進していく。

## 2 計画の対象とする地区

本計画の対象とする地区は、法第2条の規定により半島振興対策実施地域として指定された宇土天草地域内における宇土市全域とする。

## 3 計画期間

本計画の期間は、令和7年7月1日から令和12年3月31日までとする。ただし、必要に応じて見直しを行うものとする。

## 4 計画区域の産業の現状及び課題

### （1）農業（農林水産物等販売業を含む）

農業については、基幹産業として地域経済を支えている平野部の水田と、山間山麓に造成された畑（果樹園を含む）を生産基盤として、米や施設園芸、野菜、たばこ、果樹などを組み合わせた複合経営を中心として営まれている。

近年、農業者の高齢化に伴う後継者不足がますます深刻化し、令和2年度の販売農家数は583戸（農林業センサス）となっている。

また、消費者の食に対する安全・安心の高まりに対応するため、生産現場での取組強化が進められているとともに、地産地消の動きが活発化している。

このような動向を踏まえ、経営基盤の強化を図り、農作物の高付加価値化・消

費拡大に努め、地元の農作物を多く提供できる場の検討が必要となっている。

#### （2）商工業（製造業を含む）

工業については、産業の振興と雇用機会の創出を図るため、市内3箇所に工業団地を整備し、企業誘致を積極的に推進してきた。また、JR宇土駅東口への企業誘致を積極的に推進した結果、大型商業施設が集積し、立地を希望する企業からの問合せが増加した。

また、製造品出荷額等は、平成28年度に発生した熊本地震により市内の多くの製造業者が、生産休止を余儀なくされた影響により633億円と落ち込んでいたが、復興と共に徐々に回復してきており、令和2年度には、1,123億円となるなど、大幅に増加している。

令和3年度には、半導体製造世界No.1シェアを持つ台湾の台湾積体電路製造（TSMC）が熊本県菊陽町に進出したものの、関連企業の立地など直接的効果は、現状、県南に及んでいない状況である。しかし、半導体関連以外の産業については、県下全てを対象に進出の可能性がある。

#### （3）観光（旅館業を含む）

観光業については、御輿来海岸や長部田海床路等に訪れる観光客が増加しているが、宿泊施設が少ないため、地域経済への波及が限定的となっている。

一方で、熊本市内のホテル稼働率が全国平均に比べかなり高くなっている状況があり、隣接する宇土市へのホテル進出の可能性が高まっているとも考えられる。今後は、市内へのビジネスホテルの誘致を目指し、ホテル運営事業者、土地開発業者（ディベロッパー）などへの誘致活動を行っていく。

#### （4）情報通信業（情報サービス業等）

情報通信業等については、平成23年から人材育成研修に要した経費の補助を目的とした補助制度を設け、コールセンター等の誘致を行っているが立地までは至っていない。今後は、データセンターなどの新分野への誘致業種を広げ積極的に誘致を行う必要があるが、電力網の整備や交通インフラなどのハード部分の整備に大幅な投資が必要になる可能性があることが課題となっている。

### 5 計画区域において振興すべき業種

- ・農林水産物等販売業
- ・製造業
- ・旅館業
- ・情報サービス業等（コールセンター及び市場等に関する調査の業務並びにその業務により得られた情報の整理等の業務に係る事業を除く。）

## 6 事業の振興のために推進しようとする取組・関係団体等との役割分担

### 【宇土市】

- ① 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、農林水産物等販売業、製造業、旅館業及び情報サービス業等で基準を満たす企業については、固定資産税の不均一課税を行う。
- ② 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律に定める承認地域経済牽引事業者については、固定資産税の課税免除を行う。
- ③ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、製造業、電気業、ガス業、運輸業、卸売業、半導体産業、情報サービス業、旅館業、健康保養施設、職業技術訓練施設、研修施設等で基準を満たす企業については、最大6年間の固定資産税の課税免除を行う。
- ④ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、製造業、電気業、ガス業、運輸業、卸売業、半導体産業、情報サービス業、旅館業、健康保養施設、職業技術訓練施設、研究施設等で基準を満たす企業については、固定資産税の範囲内において立地奨励金の交付を行う。
- ⑤ 情報サービス業の誘致を促し、雇用の場を拡充するため、基準を満たす企業については、研修経費の補助を行う。
- ⑥ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、新規立地企業で基準を満たす企業については、雇用奨励金の交付を行う。
- ⑦ 企業の進出や設備投資を促し、雇用の場を拡充するため、租税特別措置法における制度を活用した市独自の奨励金交付を行う。
- ⑧ 上記①から⑦までの各種取組を効果的に実施するため、市の広報やホームページで、租税特別措置法における制度の周知を行う。
- ⑨ ⑧に併せて、特別償却制度についても市の広報やホームページで積極的に周知を行う。また、宇土市の企業立地に係る優遇制度の対象とはならない農林水産物販売業については、特に積極的に周知を図るものとする。
- ⑩ 熊本県と連携し、企業誘致アドバイザーにより企業誘致を積極的に行うとともに、市役所内の商工観光課において、企業からの各種手続きに対しワンストップで対応を行う。
- ⑪ 「優遇制度の案内」を作成し、市外・県外企業に対し幅広く周知を行う。
- ⑫ 商工会等と連携により、市内用地の紹介及び優遇制度の周知を行う。

### 【熊本県・関係機関】

宇土市の産業を振興するため、各主体が実施する取組及び各主体が連携して実施する取組は以下のとおりとする。

- ① (熊本県) 租税特別措置及び地方税の不均一課税の活用を促進するために、県の企業向けホームページで周知を図る。

- ② (熊本県) 地元への波及効果が大きく、産業振興を図るうえで重要と認められる企業の立地を促進するため、一定条件を満たす新設、増設を行う企業に対して立地促進補助金を交付する。
- ③ (熊本県) 熊本県中小企業融資制度  
中小企業者を対象とし、産業活性化資金の貸付や、新事業展開支援資金の貸付などの支援を行う。
- ④ (熊本県) U I J ターン就職支援センター  
東京、大阪、福岡、熊本に窓口を設置し、就職を希望する県外在住者からの相談や県内事務所からの求人相談に応じて、就職希望者の情報提供を行う。
- ⑤ (宇土市商工会)  
企業誘致アドバイザーにより情報提供する各種支援について、新規創業や設備投資の相談があった場合に周知を行う。
- ⑥ (ふるさと財団) 地域総合整備資金貸付金 (ふるさと融資)  
地域振興に資する民間事業活動等が積極的に展開されるように、ふるさと財団の支援を得て、地方債を原資として民間事業者等に無利子資金の貸付を行う。
- ⑦ ((公財) くまもと産業支援財団)  
技術開発、共同研究、人材育成、販路開拓、資金面など、技術・経営両面で事業化の各階で総合的に一貫して支援する体制を整え、創業、新分野進出や経営革新などにチャレンジされる方への支援を行う。
- ⑧ (熊本県産業技術センター)  
工業技術センターと食品加工研究所等が統合し、“県内産業の技術部”としてニーズに対応した研究開発、技術相談、依頼試験、分析等の各種事業の支援を行う。
- ⑨ (熊本大学熊本創生推進機構)  
大学と民間の垣根を越えて設置され、工学分野を中心に幅広い技術開発、情報交流の拠点として活用。
- ⑩ (熊本県立技術短期大学校)  
高校卒業者を対象に、精密機械技術科、機械システム技術科、電子情報技術科、情報システム技術科、半導体技術科の5学科を設置。高度な技能及び知識を兼ね備えた即戦力となる実践技術者を育成し、人材面の支援を行う。

## 7 計画の目標

### (1) 設備投資の活性化に関する目標 (令和7年度～令和11年度)

新規設備投資額	累計 130 億円
---------	-----------

※本計画期間は、市内既存企業の新たな設備投資及び市外からの企業誘致業務をこれまで以上に推進していく。よって、前計画期間の新規設備投資額から1割程度増加を目標としている。

(2) 雇用・人口に関する目標（令和7年度～令和11年度）

雇用奨励金を交付した人数	累計50名
--------------	-------

※近年、企業内のDX化・産業ロボットの導入が進み省人化の流れがあるため、新規雇用者は減少傾向となる。よって、前計画期間の4割減程度を目標としている。

(3) 事業者向け周知に関する目標（毎年度）

①説明会の実施	商工会のセミナー等で、税制の説明を年1回程度説明する。
②Web媒体等による情報発信	市のウェブサイトにおいて半島税制に関する周知ページを作成及び掲載し、市広報紙で申告時期に合わせて情報発信を実施する。
③事業者への直接周知	半島地域の対象企業を年60回程度訪問し、周知資料等を活用しながら制度説明する。

## 8 計画評価・検証の仕組み

本計画に記載する施策等については、本市総合計画等において行われる評価、進行管理を基礎とし、PDCAサイクルに基づいた進行管理と効果検証を行う。効果検証の結果については、次年度の施策等に反映させる。

## 9 参考データ等

### 【人口】

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
人口（人）	37,043	36,923	36,584	36,483
生産年齢人口（人）	21,098	20,923	20,574	20,525
老人人口（人）	10,905	11,023	11,108	11,105
高齢化率（%）	29.4	29.9	30.4	30.4

資料：総務省・住民基本台帳調査

### 【人口動態】

	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
自然増減（人）	-142	-155	-189	-231
社会増減（人）	-160	35	-150	130
全体（人）	-302	-120	-339	-101

資料：総務省・住民基本台帳調査

【産業別事業所数及び従業者数】

産業分類	事業所数（事業所）			従業者数（人）		
	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年	平成 26 年	平成 28 年	令和 3 年
農林漁業	16	15	15	104	100	103
製造業	104	102	98	2,493	2,537	2,488
情報通信業	4	4	4	12	12	12
飲食店、宿泊業	128	116	114	807	736	769

資料：経済センサス

【観光入込客数】

	令和元年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
日帰り客(人) ※概数	1,131,000	948,000	920,000	989,000	1,187,000

資料：市商工観光課